

申請書の記入方法について

給水装置工事申請書は、当該給水装置が存続する限り当局で管理するものであり、所有者の求めにより給水装置工事申請書の写しを交付する場合もある。

このため、「給水装置工事施行基準 第6章 申請書の書き方」及び下記事項を参考に不備がないように作成すること。

1 事前調査

申請を行う前に事前調査しておくこと。

- ・現地へ赴き、「止水栓口径」「メーターBOXの向き」「配管状況」等の調査を行うこと。
- ・「他企業埋設物管理者」「道路・用水路管理者」と協議を行うこと。
- ・現地と給水台帳の内容が異なる場合は、写真を撮っておくこと。
- ・水道管路システムや旧台帳等で「水道番号」等の調査を行うこと。

2 申請書

必要事項を記入すること。なお、氏名欄が本人（代表者）自署でない場合は押印すること。ただし、電子申請時には自署、押印はなくてもよいものとする。

（1）工事場所

該当工事場所の住所を記入すること。なお、住居表示が実施されている場所で住居番号が未定の場合は街区符号まででもよいものとする。

（2）申請者欄

郵便番号、氏名（フリガナ含む）、連絡先を記入すること。なお、氏名は本人（代表者）自署又は記名押印すること。

- ・申請者住所が岡山市外の場合で、県内は市郡名から、県外は都道府県名から記入すること。ただし、政令指定都市及び県庁所在地は市名からとすることができる。
- ・法人等の場合は、住所、会社名、代表者名を記入すること。（会社名、代表者名にはフリガナを記入すること。）
- ・連名は不可とする。

（3）指定給水装置工事事業者欄

当該工事の申請を行う指定給水装置工事事業者（指定番号含む）及び従事する給水装置工事主任技術者（交付番号含む）を記入すること。

給水装置工事主任技術者氏名は記名のみでもよいものとする。

(4) 給水装置設置に関する同意欄（土地、家屋、分岐本線、通過土地）

給水装置工事を円滑に進めるため、利害関係人の同意を得て施工すること。

- ・土地、家屋、通過土地は、所有者の記名のみでよいものとする。通過土地の掘削がない場合であっても、記名は必要とする。
- ・分岐本線は、所有者の住所、氏名を本人（代表者）の自署又は記名押印とする。ただし、メーター口径の変更（撤去を含む）がない場合は記名のみでよいものとする。
- ・法人等の場合は、会社名、代表者を記入すること。
- ・申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記入してもよい。
- ・分岐本線所有者欄の「分岐・撤去」及び通過土地所有者欄の「埋設・撤去」のそれぞれ該当箇所に○をすること。
- ・利害関係者が複数いる場合、別紙の提出でもよい。また、覚書などにより施工の同意を得たものはその写しの提出でもよい。

(5) 誓約書

誓約書の内容の後に日付、氏名を本人（代表者）自署又は記名押印すること。

また、誓約内容について申請者に説明を行ったうえで申請者氏名の本人（代表者）自署又は記名押印をすること。

主な誓約書の例

- ① 合併工事、減径の改造工事で給水装置の残余分がある場合
当該工事における給水装置の残余分（水道No.〇〇〇〇〇〇）については、今後一切の主張をしないことを誓約いたします。
- ② 雑用水に他の水源を使用する場合
散水栓、トイレに井戸水を使用しますが、給水装置には絶対連結しません。
- ③ M13 で 9 栓、M20 で 17 栓の場合
別紙設計書のとおり給水栓が 9 栓（17 栓）と多いため、今後出水不良が生じましても、貴局へは異議を申しません。
- ④ 給水施設の所有者の同意が得られない場合
給水施設所有者が所在不明のため同意が得られません。給水施設所有者等から異議又はトラブルが生じた際には、私方において対処し解決することを誓約いたします。
- ⑤ 接続部分をそのまま残しメーターの減径工事を行う場合
当該工事における給水装置の残余分（水道番号No.〇〇〇〇〇〇）について今後一切の主張をしないことを誓約いたします。また、貴局が配水管の更新に伴い、既設給水管を布設替える際の口径は必要最低限とし、宅地側の掘削等につきましても異議を申しません。

(6) 工事種別

該当の給水装置工事の種別を記入すること。

- ・新設…新たに給水装置を設置する工事
また、団地給水施設から分岐して新たに給水装置を設置する工事
- ・分岐新設…給水装置から分岐して新たな水道番号を必要とする給水装置を設置する工事

- ・改造…既存給水装置の位置、管種、口径、給水栓数の変更及び布設替等の工事
- ・分割…1個のメーターを、2個以上のメーターに分割して給水装置を設置する工事
- ・合併…2個以上のメーターを、1個のメーターに合併して給水装置を設置する工事
- ・撤去…給水装置を取り除く工事（止水は、分岐箇所で行うこと。）

(7) 給水方式

該当の給水方式にチェックを入れること。

- ・増圧式猶予の場合は、「直結増圧式」にチェックを入れて横に「猶予」と記入すること。
- ・併用式は、該当方式すべてにチェックを入れること。

(8) 分岐配水管欄（起工番号、管種、口径）

給水課に設置してある水道管路システムを参考に記入すること。

- ・受納管の場合は、起工番号の前に「受納」と、仮設管の場合は、起工番号の前に「仮設」と記入すること。
- ・配水管布設工事申請中のものは、鉛筆書きで「布設願い申請中」と記入し、管種、口径の欄は記入しない。なお、完工時に記入すること。
- ・「D I P-P E」は、内面エポキシ樹脂粉体塗装管のため、記入ミスがないよう注意すること。

(9) 給水栓数

該当の給水栓数を記入すること

- ・給湯器等の数量も給水栓数に含めること。
- ・消火設備用も給水栓数に含めること。
- ・受水槽以降の給水栓は給水栓数に含めないこと。
- ・既設部も給水栓数に含めること。

(10) 給水栓高さ

分岐している配水管の道路面から最高高さの給水栓（直結部）までとすること。

- ・天井配管の場合は、給水管の最高高さとしてすること。

(11) 接続口径

配水管から分岐した引込口径を記入すること。

- ・配水管から分岐する工事がある場合のみ記入すること。
- ・分岐する工事が無い場合は「ハイフン (-)」とすること。
- ・撤去工事の場合は、接続口径を「撤去口径」に修正すること。
- ・改造工事で撤去が伴い、撤去口径が接続口径より大きい場合は、2段に分けどちらも記入すること。

(12) メーター口径

設置するメーターの口径を記入すること。

3 設計書

給水装置に関係ないものは記入せず、必要事項を簡潔にまとめること。また、管種及び弁栓類等の表示記号を正しく使用すること。

(1) 平面図

下記のとおり必要事項を記入すること。

- ・建物平面図

縮尺、方位及び建物階数を記入すること。2階建て建物で2階への給水がない場合は、「2階建物 2階給水なし」と記入する。この場合、2階平面図の記載は不要とする。

- ・給水栓など給水用具の取付位置

- ・オフセット測点（完工までに記入すること。）

配水管からの分岐位置、メーター位置、第一止水栓位置が復元できる場所を測点とすること。なお、電子受付システムログイン画面「完工時オフセット記入例」を参考にすること。

- ・給水栓の使用用途が確認できるよう記入すること。

- ・布設する給水管の最長延長を記入すること。なお、「管種」「口径」も記入すること。

延長が長く設計書に収まらない場合、省略線を使用してもよいが、別図として省略した場所の配管延長がわかるものを設計書内に記入しておくこと。

また、給水管延長には立上り延長を含めた延長を記入すること。

- ・道路掘削を伴う場合は道路の種別（道路名、路線番号、農道、用水路、私道等）と舗装種別（アスファルト、コンクリート、砂利道等）を、掘削がない場合は道路の種別のみを記入すること。

- ・隣接する敷地の境界線及び水道番号

住所、所有者の記入は不要とする。

- ・分岐する配水管の管種、口径、起工番号

個人管から分岐する場合は、管種、口径、所有者、水道番号を記入すること。

- ・改造工事等で既設給水管のあるものは、改造前の配管（メーター上流側のみ）

- ・給水方式別記入事項

- ①3階直圧給水の場合

- ・設計水圧

- ②直結増圧式及び増圧式猶予の場合

- ・増圧装置、減圧式逆流防止器の製造メーカー及び型式

- ・警報装置の設置箇所

- ・ポンプ自動停止及び復帰圧力

- ・設計水圧

- ・非常時に使用できる直圧共用栓の位置

- ・メーターバイパスユニットの製造メーカー

ただし、増圧式猶予の場合は、設計水圧及びメーターバイパスユニットの製造メーカー（設置時）のみを記入すること。

③受水槽式の場合

- ・受水槽、高架水槽の呼称及び有効容量
- ・警報装置の設置箇所
- ・非常時に使用できる直圧共用栓の位置

④併用式の場合

- ・該当する給水方式すべての必要事項を記入すること。

・その他

①受水槽式、直結増圧式、増圧式猶予で集合住宅の場合

- ・各階の戸数、参考メーターの口径及び個数
- ・各戸検針の意思の有無

②団地給水施設で新設工事及び改造工事等の工事を行う場合

- ・区画への申請をする場合は、全体の区割図を記入すること。

③特定施設へスプリンクラーを設置する場合

- ・スプリンクラー系統の給水方式を平面図に記入すること。

例：スプリンクラー系統は直結直圧式（湿式）、直結直圧式（乾式）、消火用水槽式等

- ・湿式の場合はスプリンクラーヘッド高さを記入すること。

（2）材料

使用した材料を記入すること。

・主要材料

①メーター上流側

分岐本線からメーターまでの材料を計上すること。

②メーター下流側

メーター以降の材料を計上すること。エルボ、ソケットなどの継手材は一式とする。

・止水栓の種類

盗水防止型甲止水栓は、団地給水施設の時に使用すること。

副栓付甲止水栓は、使用エリアがあるので、配水系統を申請前に確認しておくこと。

- ・申請地にメーターボックスの設置がある場合は、大きさを確認し、取替が必要なときは材料を計上すること。

（3）道路断面図

道路形態及び埋設状況が確認できるように記入すること。

- ・接続工事及び撤去工事の両工事がある場合は両方の道路断面図を記入すること。

ただし、道路形態が同じものは兼ねてもよい。また、私道の個人管から分岐する場合も道路断面図を記入すること。

- ・配水管の管種、口径、埋設深度を記入すること。

- ・給水管の埋設深度を立上り等により変化させた場合は双方の埋設深度を記入すること。
- ・道路断面内に他企業埋設物の有無がわかるようにしておくこと。
- ・分岐本線の管種が内面エポキシ樹脂粉体塗装管（D I P-P E）の場合、「粉体塗装用穿孔機」と赤字で記入すること。

4 位置図

申請場所がわかるように資料を添付すること。

- ・目標物を必ず記入すること。
- ・団地給水施設の場合は区割図を記入すること。

5 添付書類

下記のとおり必要書類を添付すること。

①事前審査確認通知書

- ・電子受付システムから印刷

②給水装置所有者変更届

- ・給水装置（施設）の所有者が変更される場合

③地下埋設物等協議シート

- ・道路掘削を伴う場合（私道の場合も必要。）
- ・分岐工事監督費が不要な場合でも道路掘削を伴う場合は添付すること。
- ・埋設の有無にかかわらず、調査したものは調査日を記入すること。

④公共物使用許可書の写し

- ・用水路、農道等に布設する場合

⑤給水装置工事前協議について（回答）の写し

- ・事前協議を行った場合

⑥団地給水施設工事前協議について（回答）の写し及び誓約書

- ・回答内容（裏面）の写しも添付すること。
- ・誓約書に申請者氏名を本人（代表者）自署又は記名押印すること。

⑦配水管技能者証の写し

- ・ダクタイル鋳鉄管を布設する場合

⑧占用許可申請書の写し

- ・道路占用、公共物使用などの許可を受けて給水管を布設する場合

⑨当局から占用許可申請が必要な場合

- ・占用許可申請に必要な書類、図面は各管理者と協議して提出すること。
- ・工事写真等必要な書類は適宜提出すること。

⑩誓約書

- ・受水槽式、直結増圧式、増圧猶予式及びスプリンクラー（直結式）設置の場合

⑪道路一時掘さく許可願（提出は接続日決定後でよい。）

- ・岡山市管理の国県市道を掘削する場合(保安施設図等必要書類も添付すること。)

⑫維持管理等選任届

- ・受水槽式及び直結増圧式の場合

⑬その他当局が指示したもの

6 その他

共同住宅等で1本の給水管から複数の給水装置を分岐する場合は、申請書、設計書、位置図の右上余白に「1/5、2/5・・・5/5」と順番を記入すること。

7 受付から許可までの標準日数

あくまで標準であり、申請が滞りなく進んだ場合の日数であるため、余裕をもって協議や申請を行い、差し戻し等の修正がないようにすること。(この日数には、休日及び祝祭日は含まない。)

なお、差し戻し等の修正を受けた場合は考慮されていないため、これを受けた場合は、日数はリセットされるものとする。

| 項 目 | 日 数 |
|-------------------|---------|
| 開発団地の協議について | 10 日 |
| 給水装置工事事前協議について | 10 日 |
| 電子申請（仮申請）について | 5 日 |
| 給水装置工事申請（本申請）について | 5 日 |
| 道路一時掘さく許可願について | 5 日 |
| 国道、国河川占用について | 30～50 日 |

- ・道路占用及び公共物使用許可、その他必要な占用は、申請者で行うこと。
また、一時掘さくに係る協議についても申請者で行うこと。
- ・各協議及び各申請を行う際には、余裕をもって行うよう心がけること。